

工事成績評定要領

工事成績評定要領（平成 17 年要領第 5 号）の全部を改正する。

（総則）

第 1 条 この告示は、菰野町が発注する工事に係る工事成績評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定める。

（用語の定義）

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事担当課長 工事の施工を主管する課の長をいう。
- (2) 検査職員 町が執行する工事の適正な履行を確認するため検査を実施する職員をいい、菰野町契約規則（平成 18 年規則第 7 号）第 43 条第 3 項に規定する職員とする。
- (3) 監督職員 受注者の施工する工事について、適正な履行を確保するため必要な指示を行う職員をいう。

（評定の対象工事）

第 3 条 評定の対象工事は、1 件の請負代金額が 250 万円以上のものとする。

（評定者）

第 4 条 評定を行う者は、監督職員、工事担当課長及び検査職員とする。

（工事成績評定点）

第 5 条 工事成績評定点（以下「評定点」という。）は、別に定める工事成績採点表に基づく工事成績調書により評価した点数とする。

（評定通知）

第 6 条 町長は、工事の評定を工事成績評定通知書（様式第 1 号）により受注者に通知しなければならない。

（説明要求）

第 7 条 受注者は、前条の通知を受けた日から起算して 14 日以内に、工事成績評定に係る説明要求書（様式第 2 号）により、町長に評定についての説明を要求することができる。

（説明要求に対する回答）

第 8 条 町長は、受注者から前条の要求があった場合は、その日から起算して 30 日以内に、工事成績評定に係る説明要求に対する回答書（様式第 3 号）により回答するものとする。

（説明要求の却下）

第 9 条 町長は、第 7 条に規定する期間を経過した要求については、却下することができる。

（評定の公表）

第 10 条 評定の公表は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 公表方法 菰野町役場財務課において閲覧にて公表する。
- (2) 公表内容 工事名、業者名、評定点合計（第 6 条に定める工事成績評定通知書の写し）とする。
- (3) 公表期間 評定を行った年度及びその翌年度とする。

（雑則）

第 11 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

第 号
年 月 日

工 事 成 績 評 定 通 知 書

様

菰野町長

印

下記の工事について、工事成績評定を通知します。

工 事 年 度	年度	工 事 番 号	第 号
工 事 場 所	菰野町 地内		
工 事 名			
工 期	年 月 日 から 年 月 日		
請 負 代 金 額	円		
完 成 検 査 日	年 月 日		
評 定 点 計 (A)	点	左記評定点は90点満点に対する評価です。	
法 令 遵 守 等 (B)	点	法令遵守等の評点	
工 事 成 績 評 定 点 合 計	点	(A) - (B)	
備 考			

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

工事成績評定に係る説明要求書

菰野町長 様

住所又は所在地
受注者 氏名又は商号
及び代表者氏名 ⑩

菰 第 号、 年 月 日付の工事成績評定通知について、次のとおり説明を
要求します。

記

1. 工 事 名

2. 説明要求内容

第 号
年 月 日

工事成績評定に係る説明要求に対する回答書

様

菰野町長

Ⓔ

年 月 日付の工事成績評定に係る説明要求について、次のとおり回答します。

記

1. 工 事 名

2. 説明要求に対する回答